

区画整理だより

UR都市機構

堺都市再生事務所 発行

権利者の皆様におかれましては、土地区画整理事業の推進にご理解とご協力を賜りまして御礼申し上げます。さて今回は、「事業計画変更（第3回）の認可について」他5件についてお知らせ致します。

事業計画変更（第3回）の認可について

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の事業計画変更（第3回）について、令和4年4月15日に国土交通大臣の認可を得ました。変更内容は、事業費の見直しによる資金計画の変更です。

なお、本変更は、縦覧手続き等を省略することができる旨規定された、土地区画整理法施行令第四条第1項第九号に該当するため、縦覧手続き等は省略しております。

第12回土地区画整理審議会の報告について

令和4年4月27（水）に、第12回土地区画整理審議会を開催致しました。評価員選任に関する件、換地設計の一部変更に関する件及び仮換地指定に関する件の3点について審議をお願いし、答申をいただきました。

その他、審議会委員改選の手続き、事業進捗状況、当面の工事展開についても当機構よりご報告致しました。



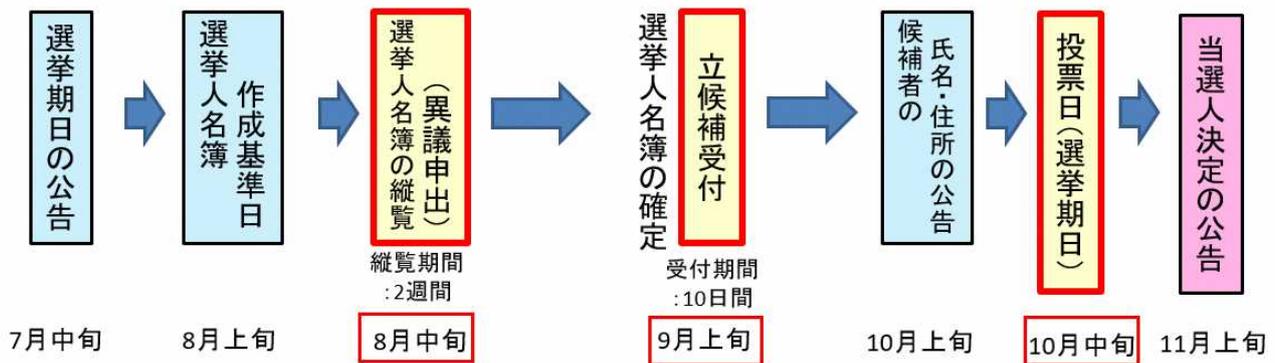
開催状況

（UR 都市機構 堺都市再生事務所 会議室）

審議会委員改選の手続きについて

本事業においては、平成29年11月に土地区画整理審議会が設置されましたが、令和4年11月1日をもって、土地区画整理審議会委員の任期（5年間）が満了になるため、審議会委員の改選を行う必要があります。

つきましては、今後、下図のスケジュールにより手続きを進めてまいります。詳細につきましては、順次、案内文書等でお知らせ致します。



事業進捗状況及び当面の工事展開について

下図①の南島町六丁では、住宅の建設が進み新たな生活が営まれています。松屋町公園は、国土交通省大和川河川事務所（以下、「国」という。）が令和4年度から整備を行う予定です。下図②③の松屋大和川通二丁、松屋町一丁・二丁の各一部では、令和4年度からURによる連棟建物撤去工事や国による支障物撤去及び盛土工事を行う予定です。引き続き、建物等の移転にご協力のほど宜しくお願い致します。



松屋大和川通二丁及び一丁の建物等の移転について

令和4年度から、松屋大和川通二丁及び一丁の一部（二度移転エリアC、D）に存する建物等物件所有者の皆様に対して、移転補償に関する個別説明を実施致します。対象となる方へ、URから順次ご連絡を差し上げますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

UR 都市機構堺都市再生事務所の人事異動について

本年4月1日付で人事異動がありましたのでご報告させていただきます。今後は下記メンバーが、今までの経緯を引継ぎ、業務に取り組んでまいりますので、よろしくお願い致します。

○堺都市再生事務所	所長			犬童（留任）
	副所長			加藤（留任）
○企画補償課	課長	吉野	→	和田（新任）
	主幹	惣谷	→	久下（新任）
	主査	池田	→	西出（新任）
	担当			塩見（留任）
○事業調整課	課長			中島（留任）
	担当	—		今里（新任）
○事業計画課	課長	中島	→	古川（新任）
	主幹	古川	→	後藤（新任）
	担当	野中	→	—
○工事課	課長			杉本（留任）
	担当	服部	→	林（新任）
	担当			勝村（留任）

今後とも、本事業にご理解・ご協力を宜しくお願い致します。

土地区画整理事業に関する問い合わせ先

ご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお気軽にお問合せください。

独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所
〒590-0906
堺市堺区三宝町4丁274番地2
TEL：072-282-7722
堺事務所HP：URL

(<https://www.ur-net.gp.jp/produce/case/sakai-sambo/index.html>)



UR 都市機構

